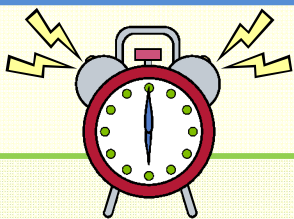


登記手続案内をご利用のみなさまへ



ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。
予約時間に10分以上遅刻された場合、キャンセルされたものと取り扱います。



見本をお渡しすることができます

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。
申請書類にどのような内容を記載するか説明します。



事前の審査・法的判断はできません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。登記原因事実・法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、係員が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスは、していません。
現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



補正の可能性あり

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。
登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。



申請資格のない方お断り

申請人本人(親族・従業員)のご利用に限ります。本人確認する場合がありますので、ご協力ください。
法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士、委任状のない代理人等)は、お断りします。
※資格者代理人は書面照会をしてください。
(司法書士・土地家屋調査士・弁護士)